

平成29年11月15日

**「健康保険被扶養者（該当、不該当、変更・訂正）届」の
様式の変更について（お知らせ）**

健康保険の被扶養者の認定に当たり、所得税に規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合は、事業主がその旨の確認を行い、証明することによって、収入を確認するための書類の添付を省略することができる取扱いとしているところですが、税制改正により、平成30年から控除対象となる配偶者の要件が変更されたことに伴い、平成30年1月1日から収入を確認するための書類の添付の省略を廃止し、添付をお願いすることとします。

ついては、標記のことについて、次のとおり取扱いますので、お知らせします。

- 1 「健康保険被扶養者（該当、不該当、変更・訂正）届」（以下「届」といいます。）の様式を次のとおり変更します。
 - (1) 届の表
②を削ります。
 - (2) 届の裏
「この届書に添付の必要な書類」中、(※2)を削り、(※3)を(※2)に変更し、「・収入に関する証明について」の4を削ります。
- 2 現行の様式の届書について、在庫がありますので、当分の間、前記1のとおり読み替えて使用します。
- 3 当健康保険組合のホームページには、平成29年12月15日に、新しい様式の届書を掲載します。